

目論見書補完書面(外国投資信託)

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

下記の事項は、短期ハイイールド・ボンド・ファンド受益証券(以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。)をお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。この目論見書補完書面は、店頭、インターネット、コールセンターの全ての販売チャネルで販売する以下の2コースについてご確認いただくものです。

- ・豪ドル建て(豪ドル買い予約付き)投資コース
- ・米ドル建て(豪ドル買い予約付き)投資コース

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認ください。

当行は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。

クーリング・オフについて

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

外貨建て投資信託の申込み、買戻し等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当行が決定した為替レートによるものとします。

重要事項のご確認

- ・投資信託は、預金ではありません。
- ・投資信託は、預金保険の対象ではありません。
- ・当行で販売する投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ・投資信託は、預金等とは異なり、元本および運用成果の保証はありません。
- ・投資信託は、株式、公社債などの値動きのある有価証券に投資しますので、投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- ・原則として、お申し込みの取消または変更はできません。ただし、当行所定の时限までに当行所定の方法により取消または変更のお申し出があった場合にはこの限りではありません。

ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当行は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

当行が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

当行が行う金融商品取引業務は、金融商品取引法第33条の2の規定に基づく登録金融機関業務であり、当行においてファンドのお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、投資信託総合取引口座をあらかじめ開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文にかかる設定代金または設定代金概算額の全部(前受金)を預金決済口座から引き落としてお預りしたうえで、ご注文をお受けいたします。
- ・設定代金概算額と設定代金の確定額の差額は、設定日に精算していただきます。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書をお客さまのお届出住所宛に送付します。

当行は上記の他に金融商品取引業として、以下の業務を行っています。

- ①法令により登録金融機関が取り扱うことを認められた有価証券等の募集、売り出し、私募の取り扱い等の業務
- ②金融商品仲介業務
- ③デリバティブ業務
- ④保護預り業務
- ⑤社債等の振替業務

ファンドの販売会社の概要

商 号 等	株式会社新生銀行 登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号
本 社 所 在 地	〒103-8303 東京都中央区日本橋室町2丁目4番3号
加 入 協 会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
認定投資者保護団体	加入している認定投資者保護団体はありません。
資 本 金	512,204 百万円(2012年12月31日現在)
主 な 事 業	銀行業
設 立 年 月	1952年12月1日
連 絡 先	フリーダイヤル 0120-456-860(受付時間:24時間 365日) または、お取引のある本支店(営業日・営業時間は店舗によって異なります)にご連絡ください。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

お取引についてのトラブルなどは、金融ADR制度により指定された紛争解決機関における苦情処理・紛争解決の枠組みのご利用が可能です。金融ADR制度とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。当行は特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター」または「全国銀行協会相談室」を利用することにより、金融商品取引関連の苦情及び紛争の解決を図ります。

●証券・金融商品あっせん相談センター

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-13

フリーダイヤル 0120-64-5005

・受付時間:月～金曜(祝日および年末年始を除く)午前 9時～午後 5時

●一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会相談室

〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1

一般電話から 0570-017109

携帯電話・PHSから 03-5252-3772

受付時間:月～金曜(祝日および銀行休業日を除く)午前 9時～午後 5時

ご留意事項

下記の事項は、短期ハイイールド・ボンド・ファンド(以下「ファンド」といいます。)をお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認ください。

ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、組み入れた有価証券の値動き、為替相場、金利水準の変化等の影響により変動しますので、投資元本を割り込むことがあります。

記

■ファンドに係るリスクについて

ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、ファンドに組み入れられる有価証券等の値動きの他、為替変動による影響を受けて下落または上昇するため、これにより投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではなく、損失を被ることがあります。これら運用による損益はすべて受益者(投資者)に帰属します。

ファンドが有する主なリスクとしては、以下のものがあります。

●為替変動リスク

(豪ドル建てのコースについて)

ファンドは、主に外貨建て債券に投資し、豪ドルに対して為替ヘッジ(各通貨売り／豪ドル買いの為替予約取引)を行うことで、当該コースの参考通貨である豪ドルに対する為替変動リスクを軽減することに努めます。ただし、ファンドは、豪ドルに対する為替変動リスクを完全にヘッジすることは不可能であるため、豪ドルに対する為替変動の影響を受けることがあります。

なお、ファンドが投資する外貨建て債券の通貨の金利が豪ドルよりも高い場合、当該通貨の金利と豪ドルとの金利差相当分のヘッジコストがかかる場合があることに留意が必要です。

(米ドル建てのコースについて)

ファンドは、主に外貨建て債券に投資し、豪ドルに対して為替ヘッジ(各通貨売り／豪ドル買いの為替予約取引)を行います。そのため、当該コースの参考通貨である米ドルに対する豪ドルの為替変動の影響を受け、為替相場が豪ドル安／米ドル高に変動した場合、当該コースの受益証券1口当たり純資産価格が下落することがあります。また、ファンドは、豪ドルに対する為替変動リスクを完全にヘッジすることは不可能であるため、豪ドルに対する為替変動の影響を受けることがあります。

なお、ファンドが投資する外貨建て債券の通貨の金利が豪ドルよりも高い場合、当該通貨の金利と豪ドルとの金利差相当分のヘッジコストがかかる場合があることに留意が必要です。

●金利変動リスク

金利変動により、ファンドの純資産総額が変動します。通常、債券の価格は、金利が下落すれば上昇傾向となり、金利が上昇すれば下落傾向となります。金利変動の価格変動への影響度合いを「デュレーション = 金利感応度(年で表示)」という指標で表し、デュレーションが大きいほど金利変動による影響を大きく受けます。

●クレジットリスク(信用リスク)

証券の価格は、発行体の信用力の変化により変動します。発行体が定期的な利息の支払または満期時における元本額の返済の義務を履行することができないリスクは、「デフォルト(債務不履行)リスク」と言われるもので、デフォルトの公算が大きくなつた場合には、証券価格は大きく下落します。

●日本円からの投資に付随する為替リスク

ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は豪ドルまたは米ドル(該当する方)で表示されます。また、ファンドは、原則として対円での為替ヘッジを行わずに資産への投資を行います。したがつて、投資者が円から投資した場合には、円換算した受益証券1口当たり純資産価格は、外国為替相場(特に豪ドルまたは米ドル／円間の相場)の変動の影響を受けます。

●市場リスク

ファンドが保有する証券の市場価格は、時に急速にまたは予測を超えて、上下に変動することがあります。証券の価値は、一般に、不利な経済状況もしくはそのおそれ、特定の証券もしくは金融商品の需給、企業の収益の一般的見通しの変化、金利もしくは為替レートの変動、または投資者心理の悪化等の特定の会社とは特段関係のない一般的な市況により下落することがあります。証券の価値はまた、労働力不足、生産コストの増加、産業内における競争環境等の特定の産業に影響する要因により下落することがあります。

●発行体リスク

証券の価値は、経営業績、資金の借入れ、発行体の商品・サービスに対する需要の減少等発行体に直接関連する多数の理由により下落することがあります。

●流動性リスク

ファンドが流動性の低い証券に投資することにより、ファンドは、流動性の低い証券を有利な時期または価格で売却することができなくなるため、ファンドのリターンが減少することがあります。また、一定の投資市場は、特定の発行体の状況の具体的な悪化に関係なく、市況または経済状況の悪化を受けて、流動性を欠くことがあります。

●デリバティブ・リスク

ファンドがデリバティブ商品を使用する場合、証券への直接投資および他の伝統的な投資に伴うリスクとは異なる、またはその場合より高いリスクを伴います。デリバティブは、流動性リスク、金利変動リスク、市場リスク、信用リスク等といった本書に別途記載される多数のリスクにさらされます。デリバティブにはまた、価格設定ミス・不適切な評価のリスクおよびデリバティブの価値の変動が原資産、レートまたはインデックスと完全には連動しないというリスクも伴うことがあります。ファンドがデリバティブ商品に投資する場合、ファンドは、投資した元本以上の損失を被る可能性があります。

● 通貨の非分散リスク

ファンドは、比較的少数の通貨に投資を行うため、より分散した投資を行う場合に比べ、経済的、政治的または規制上の単一の出来事によるリスクの影響をより強く受けることがあります。

■公募外国公社債投資信託の税制について

当ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われるため、特定口座でのお取引はできません。分配金は利子所得として課税(所得税と住民税の合計:20%)されます。外国籍投資信託の分配金では、国内籍投信の税制と異なり特別分配金の適用はありません。そのため元本相当額にかかる分配金には常に所得税等が課税されることをご留意ください。また、買戻し時の売却益は非課税となり、他の投資信託との損益通算はできません。(税法が改正された場合等には、上記の内容が変更される可能性があります。)

■ファンドに係る手数料等について

◆ 申込手数料

新生銀行においては、申込金額(申込価額に取得申込口数を乗じて得た額)に3.15%(税抜3.0%)を乗じた申込手数料が発生します。

例えば、米ドル建てのコースについて10,000米ドルの金額指定でご購入いただく場合、ご購入申込金額である10,000米ドルのほかに申込手数料として315米ドル(税込)をお支払うことになり、合計では10,315米ドルをお支払うことになります。また、豪ドル建てのコースを10,000豪ドルの金額指定でご購入いただく場合には、ご購入申込み金額である10,000豪ドルのほかに申込手数料として315豪ドル(税込)をお支払うことになり、合計では10,315豪ドルをお支払うことになります。

上記申込手数料率を上限とし、特に定めがない場合は、上記申込手数料率を適用します。また別に定めがある場合は当該上限申込手数料率の範囲内で異なる手数料率を適用するものとします。詳しくは店頭、コールセンター、または当行ホームページでご確認ください。

◆管理報酬等

管理会社(保管会社、管理事務代行会社、登録名義書換事務代行会社を兼務)、受託会社、投資運用会社、日本における販売会社および代行協会員に対する管理報酬等を、ファンドの純資産総額から間接的にご負担頂きます。

	クラスA受益証券
短期ハイイールド・ボンド・ファンド	年率1.74%*

* ただし、ファンドに関する最低年間受託報酬は10,000米ドルとなります。

※上記のほか、ファンドは、(a)ファンドの資産および収益に課せられる一切の税金、(b)ファンドの組入証券に関し、取引上支払うべき通常の銀行手数料、(c)管理事務代行会社および名義書換事務代行会社の合理的な額の実費、(d)代行協会員の合理的な額の実費、(e)受益者の利益のための業務執行中に受託会社、管理会社または保管会社が支払った法律関係費用等の費用を負担します。詳細は投資信託説明書(交付目論見書)の「手数料等及び税金」をご覧ください。

※上記手数料、報酬および費用等は、それぞれ算出方法が異なるため、これらを合計した料率もしくは上限等を表示することができません。詳細は投資信託説明書(交付目論見書)の「手数料等及び税金」をご覧ください。

◆ 信託財産留保金

買戻代金の0.3%です。

以上

【金融商品の販売等に関する法律にかかる重要事項】

「短期ハイイールド・ボンド・ファンド受益証券」は、主として外貨建ての短期ハイイールド債に投資するため、1口当たりの純資産価格が変動し、取得時の価格を下回る(すなわち、投資元本を割り込む)場合もあります。また、これらに加え、為替の変動により、円貨で比べた場合に投資元本を割り込むことがあります。また、ファンドは、買戻代金の支払に原則として申込日から8営業日かかることにご留意ください。

目論見書補完書面(外国投資信託)

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

下記の事項は、短期ハイイールド・ボンド・ファンド受益証券(以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。)をお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。この目論見書補完書面はインターネット(パワーダイレクト)のみで販売する以下の2コースについてご確認いただくものです。

- ・豪ドル建て(豪ドル買い予約付き)投資コース 毎月分配型
- ・米ドル建て(豪ドル買い予約付き)投資コース 每月分配型

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認ください。

当行は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。

クーリング・オフについて

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

外貨建て投資信託の申込み、買戻し等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当行が決定した為替レートによるものとします。

重要事項のご確認

- ・投資信託は、預金ではありません。
- ・投資信託は、預金保険の対象ではありません。
- ・当行で販売する投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ・投資信託は、預金等とは異なり、元本および運用成果の保証はありません。
- ・投資信託は、株式、公社債などの値動きのある有価証券に投資しますので、投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- ・原則として、お申し込みの取消または変更はできません。ただし、当行所定の时限までに当行所定の方法により取消または変更のお申し出があった場合にはこの限りではありません。

ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当行は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。

当行が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

当行が行う金融商品取引業務は、金融商品取引法第33条の2の規定に基づく登録金融機関業務であり、当行においてファンドのお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、投資信託総合取引口座をあらかじめ開設されることが必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文にかかる設定代金または設定代金概算額の全部(前受金)を預金決済口座から引き落としてお預りしたうえで、ご注文をお受けいたします。
- ・設定代金概算額と設定代金の確定額の差額は、設定日に精算していただきます。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書をお客さまのお届出住所宛に送付します。

当行は上記の他に金融商品取引業として、以下の業務を行っています。

- ①法令により登録金融機関が取り扱うことを認められた有価証券等の募集、売り出し、私募の取り扱い等の業務
- ②金融商品仲介業務
- ③デリバティブ業務
- ④保護預り業務
- ⑤社債等の振替業務

ファンドの販売会社の概要

商 号 等	株式会社新生銀行 登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号
本 社 所 在 地	〒103-8303 東京都中央区日本橋室町2丁目4番3号
加 入 協 会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
認定投資者保護団体	加入している認定投資者保護団体はありません。
資 本 金	512,204 百万円(2012年12月31日現在)
主 な 事 業	銀行業
設 立 年 月	1952年12月1日
連 絡 先	フリーダイヤル 0120-456-860(受付時間:24時間 365日) または、お取引のある本支店(営業日・営業時間は店舗によって異なります)にご連絡ください。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

お取引についてのトラブルなどは、金融ADR制度により指定された紛争解決機関における苦情処理・紛争解決の枠組みのご利用が可能です。金融ADR制度とは、裁判外紛争解決制度のことと、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。当行は特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター」または「全国銀行協会相談室」を利用することにより、金融商品取引関連の苦情及び紛争の解決を図ります。

●証券・金融商品あっせん相談センター

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-13

フリーダイヤル 0120-64-5005

・受付時間:月～金曜(祝日および年末年始を除く)午前 9時～午後 5時

●一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会相談室

〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1

一般電話から 0570-017109

携帯電話・PHSから 03-5252-3772

受付時間:月～金曜(祝日および銀行休業日を除く)午前 9時～午後 5時

ご 留 意 事 項

下記の事項は、短期ハイイールド・ボンド・ファンド(以下「ファンド」といいます。)をお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認ください。

ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、組み入れた有価証券の値動き、為替相場、金利水準の変化等の影響により変動しますので、投資元本を割り込むことがあります。

記

■ファンドに係るリスクについて

ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、ファンドに組み入れられる有価証券等の値動きの他、為替変動による影響を受けて下落または上昇するため、これにより投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではなく、損失を被ることがあります。これら運用による損益はすべて受益者(投資者)に帰属します。

ファンドが有する主なリスクとしては、以下のものがあります。

●為替変動リスク

(豪ドル建てのコースについて)

ファンドは、主に外貨建て債券に投資し、豪ドルに対して為替ヘッジ(各通貨売り／豪ドル買いの為替予約取引)を行うことで、当該コースの参考通貨である豪ドルに対する為替変動リスクを軽減することに努めます。ただし、ファンドは、豪ドルに対する為替変動リスクを完全にヘッジすることは不可能であるため、豪ドルに対する為替変動の影響を受けることがあります。

なお、ファンドが投資する外貨建て債券の通貨の金利が豪ドルよりも高い場合、当該通貨の金利と豪ドルとの金利差相当分のヘッジコストがかかる場合があることに留意が必要です。

(米ドル建てのコースについて)

ファンドは、主に外貨建て債券に投資し、豪ドルに対して為替ヘッジ(各通貨売り／豪ドル買いの為替予約取引)を行います。そのため、当該コースの参考通貨である米ドルに対する豪ドルの為替変動の影響を受け、為替相場が豪ドル安／米ドル高に変動した場合、当該コースの受益証券1口当たり純資産価格が下落することがあります。また、ファンドは、豪ドルに対する為替変動リスクを完全にヘッジすることは不可能であるため、豪ドルに対する為替変動の影響を受けることがあります。

なお、ファンドが投資する外貨建て債券の通貨の金利が豪ドルよりも高い場合、当該通貨の金利と豪ドルとの金利差相当分のヘッジコストがかかる場合があることに留意が必要です。

●金利変動リスク

金利変動により、ファンドの純資産総額が変動します。通常、債券の価格は、金利が下落すれば上昇傾向となり、金利が上昇すれば下落傾向となります。金利変動の価格変動への影響度合いを「デュレーション = 金利感応度(年で表示)」という指標で表し、デュレーションが大きいほど金利変動による影響を大きく受けます。

●クレジットリスク(信用リスク)

証券の価格は、発行体の信用力の変化により変動します。発行体が定期的な利息の支払または満期時における元本額の返済の義務を履行することができないリスクは、「デフォルト(債務不履行)リスク」と言われるもので、デフォルトの公算が大きくなつた場合には、証券価格は大きく下落します。

●日本円からの投資に付随する為替リスク

ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は豪ドルまたは米ドル(該当する方)で表示されます。また、ファンドは、原則として対円での為替ヘッジを行わずに資産への投資を行います。したがつて、投資者が円から投資した場合には、円換算した受益証券1口当たり純資産価格は、外国為替相場(特に豪ドルまたは米ドル／円間の相場)の変動の影響を受けます。

●市場リスク

ファンドが保有する証券の市場価格は、時に急速にまたは予測を超えて、上下に変動することがあります。証券の価値は、一般に、不利な経済状況もしくはそのおそれ、特定の証券もしくは金融商品の需給、企業の収益の一般的見通しの変化、金利もしくは為替レートの変動、または投資者心理の悪化等の特定の会社とは特段関係のない一般的な市況により下落することがあります。証券の価値はまた、労働力不足、生産コストの増加、産業内における競争環境等の特定の産業に影響する要因により下落することがあります。

●発行体リスク

証券の価値は、経営業績、資金の借入れ、発行体の商品・サービスに対する需要の減少等発行体に直接関連する多数の理由により下落することがあります。

●流動性リスク

ファンドが流動性の低い証券に投資することにより、ファンドは、流動性の低い証券を有利な時期または価格で売却することができなくなるため、ファンドのリターンが減少することがあります。また、一定の投資市場は、特定の発行体の状況の具体的な悪化に関係なく、市況または経済状況の悪化を受けて、流動性を欠くことがあります。

●デリバティブ・リスク

ファンドがデリバティブ商品を使用する場合、証券への直接投資および他の伝統的な投資に伴うリスクとは異なる、またはその場合より高いリスクを伴います。デリバティブは、流動性リスク、金利変動リスク、市場リスク、信用リスク等といった本書に別途記載される多数のリスクにさらされます。デリバティブにはまた、価格設定ミス・不適切な評価のリスクおよびデリバティブの価値の変動が原資産、レートまたはインデックスと完全には連動しないというリスクも伴うことがあります。ファンドがデリバティブ商品に投資する場合、ファンドは、投資した元本以上の損失を被る可能性があります。

● 通貨の非分散リスク

ファンドは、比較的少数の通貨に投資を行うため、より分散した投資を行う場合に比べ、経済的、政治的または規制上の単一の出来事によるリスクの影響をより強く受けることがあります。

■公募外国公社債投資信託の税制について

当ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われるため、特定口座でのお取引はできません。分配金は利子所得として課税(所得税と住民税の合計:20%)されます。外国籍投資信託の分配金では、国内籍投信の税制と異なり特別分配金の適用はありません。そのため元本相当額にかかるわらず分配金には常に所得税等が課税されることにご留意ください。また、買戻し時の売却益は非課税となり、他の投資信託との損益通算はできません。(税法が改正された場合等には、上記の内容が変更される可能性があります。)

■ファンドに係る手数料等について

◆ 申込手数料

新生銀行においては、申込金額(申込価額に取得申込口数を乗じて得た額)に3.15%(税抜3.0%)を乗じた申込手数料が発生します。

例えば、米ドル建てのコースについて10,000米ドルの金額指定でご購入いただく場合、ご購入申込金額である10,000米ドルのほかに申込手数料として315米ドル(税込)をお支払うことになり、合計では10,315米ドルをお支払うことになります。また、豪ドル建てのコースを10,000豪ドルの金額指定でご購入いただく場合には、ご購入申込み金額である10,000豪ドルのほかに申込手数料として315豪ドル(税込)をお支払うことになり、合計では10,315豪ドルをお支払うことになります。

上記申込手数料率を上限とし、特に定めがない場合は、上記申込手数料率を適用します。また別に定めがある場合は当該上限申込手数料率の範囲内で異なる手数料率を適用するものとします。詳しくは店頭、コールセンター、または当行ホームページをご確認ください。

◆管理報酬等

管理会社(保管会社、管理事務代行会社、登録名義書換事務代行会社を兼務)、受託会社、投資運用会社、日本における販売会社および代行協会員に対する管理報酬等を、ファンドの純資産総額から間接的にご負担頂きます。

	クラスA受益証券
短期ハイイールド・ボンド・ファンド	年率1.74%*

* ただし、ファンドに関する最低年間受託報酬は10,000米ドルとなります。

※上記のほか、ファンドは、(a)ファンドの資産および収益に課せられる一切の税金、(b)ファンドの組入証券に関し、取引上支払うべき通常の銀行手数料、(c)管理事務代行会社および名義書換事務代行会社の合理的な額の実費、(d)代行協会員の合理的な額の実費、(e)受益者の利益のための業務執行中に受託会社、管理会社または保管会社が支払った法律関係費用等の費用を負担します。詳細は投資信託説明書(交付目論見書)の「手数料等及び税金」をご覧ください。

※上記手数料、報酬および費用等は、それぞれ算出方法が異なるため、これらを合計した料率もしくは上限等を表示することができません。詳細は投資信託説明書(交付目論見書)の「手数料等及び税金」をご覧ください。

◆ 信託財産留保金

買戻代金の0.3%です。

以上

【金融商品の販売等に関する法律にかかる重要事項】

「短期ハイイールド・ボンド・ファンド受益証券」は、主として外貨建ての短期ハイイールド債に投資するため、1口当たりの純資産価格が変動し、取得時の価格を下回る(すなわち、投資元本を割り込む)場合もあります。また、これらに加え、為替の変動により、円貨で比べた場合に投資元本を割り込むことがあります。また、ファンドは、買戻代金の支払に原則として申込日から8営業日かかることにご留意ください。